政令

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十三号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康局」を「健康・生活衛生局」に、「第四十八条」を「第四十八条の四」に、「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に、「第五十八条の四」を「第五十八条」に改める。

第二条第一項中「健康局　医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局　医薬局」に改め、同条第二項中「労働基準局」を「健康・生活衛生局に感染症対策部を、労働基準局」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第一号中「他局」を「労働基準局及び保険局」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「感染症」を「前号に掲げるもののほか、感染症」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関すること。

第五条に次の十五号を加える。

十五　化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

十六　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

十七　埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

十八　理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

十九　理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十　公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

二十一　株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

二十二　水道に関すること。

二十三　第十五号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること。

二十四　飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

二十五　販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに関すること。

二十六　栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）。

二十七　製菓衛生師に関すること。

二十八　と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。

二十九　第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。

第五条に次の一項を加える。

2　感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第六条（見出しを含む。）中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第八号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第十八号から第三十四号までを削る。

第十八条の見出し中「、生活衛生・食品安全審議官」を削り、同条第一項中「、生活衛生・食品安全審議官一人」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第三十八条第六号及び第三十九条第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

第一章第二節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目　健康・生活衛生局

第四十条を次のように改める。

（健康・生活衛生局に置く課）

第四十条　健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の八課を置く。

総務課
健康課
がん・疾病対策課
難病対策課
生活衛生課
水道課
食品基準審査課
食品監視安全課

2　感染症対策部に、次の三課を置く。

企画・検疫課
感染症対策課
予防接種課

第四十一条第一号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　製菓衛生師に関すること。

第四十二条第一号中「他局及び総務課」を「労働基準局及び保険局並びに他課」に改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（生活衛生課の所掌事務）

第四十五条　生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二　埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

三　理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

四　理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。